

女性のチャレンジ支援策について(抜粋)

(平成 15 年 4月 男女共同参画会議基本問題専門調査会最終報告)

イ. 公契約と補助金

事業者等における男女共同参画推進の取組を促すという観点から、入札や補助金交付の際に、当該事業者の男女共同参画推進状況について報告を求めたり、交付決定の判断の一要素とすることなどが効果的な新たな方策として考えられる。

「公契約」については、我が国の会計法の契約制度の原則である「公正性、経済性」を踏まえると、現行法上では、男女共同参画の推進状況を入札の参加登録の審査項目とすることについては、慎重な対応が必要と解釈されている。また、入札や補助金交付において必要となる男女共同参画の推進状況の評価の手法が確立されておらず、公正な競争の確保のため、実施が困難な状況でもある。しかし、地方公共団体では既に独自の取組を行ったり、又は、検討している例もある。

内閣府においては、前述の会計法の趣旨を踏まえつつ、男女共同参画推進の立場から地方公共団体の好事例、諸外国の類似の制度の情報を収集し、提供を行う

地方公共団体において、男女共同参画の推進状況を入札の参加登録の審査項目とするには、客観的かつ透明性の高い評価手法の確立と、入札参加登録における事業者による申請 報告の虚偽等の防止のための措置が必要であり、かつ、契約制度の原則である「公正性、経済性」にも留意する必要がある。一部の地方公共団体においては、建設工事の入札参加登録にかかる審査項目の主観的事項として、ISO シリーズの認証取得状況や障害者雇用比率を加点し、格付けを行っている事例もあり、これらと同様に、ポジティブ・アクション計画の策定の有無、均等推進企業表彰実績、ファミリー・フレンドリー企業表彰実績、育児 介護休業法の基準を上回る制度の導入の有無、男女雇用機会均等法の違反に係る企業名公表の有無等を、新しい審査項目として加えることが考えられる。

また、補助金交付については、補助金の内容に応じ、補助金の交付の対象となる団体を決定する際に、男女共同参画社会に貢献するような内容を判断の一要素とすることが考えられる。ただし、補助金の使途の目的を踏まえ、補助金の交付の要件の中で過大な負担とならないよう配慮が必要である。